

## ○ 佐賀県市町村職員共済組合組合会会議規則

(昭和37年12月21日)  
佐共規則第1号

改正 昭和40年 3月 3日規則第 7号  
昭和41年12月 5日規則第 9号  
昭和47年 7月27日規則第12号

## 目 次

第1章 総則	
第1条 (召集)	第2条 (欠席の届出)
第3条 (議席)	第4条 (会期)
第5条 (削除)	第6条 (組合会の開閉)
第7条 (会議時間)	第8条 (会議の開閉)
第9条 (定足数に関する措置)	第10条 (出席催告)
第2章 動議	
第11条 (削除)	第12条 (一事不再議)
第13条 (動議成立に必要な賛成者の数)	第14条 (削除)
第15条 (先決動議の措置)	第16条 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
第3章 議事日程	
第17条 (日程の作成及び配布)	第18条 (日程の順序変更及び追加)
第19条 (延会の場合の議事日程)	第20条 (日程の終了及び延会)
第4章 選挙	
第21条 (選挙の宣告)	第22条 (選挙の方法)
第23条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)	第24条 (投票の終了)
第25条 (開票及び投票の効力)	第26条 (選挙結果の報告)
第27条 (選挙関係書類の保存)	第28条 (選挙に関する疑義)
第5章 議事	
第29条 (議題の宣告)	第30条 (一括議題)
第31条 (議案の朗読、説明及び質疑)	第32条 (削除)
第33条 (討論及び表決)	第34条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
第35条 (議事の継続)	
第6章 発言	
第36条 (発言の許可等)	第37条 (発言の方法)
第38条 (討論の方法)	第39条 (発言内容の制限)
第40条 (議事進行に関する発言)	第41条 (発言の継続)
第42条 (質疑又は討論の終結)	第43条 (選挙及び表決時の発言制限)
第44条 (一般質問)	第45条 (準用規定)
第7章 表決	
第46条 (表決問題の宣告)	第47条 (不在議員)
第48条 (条件の禁止)	第49条 (選挙による表決)
第50条 (投票による表決)	第51条 (記名及び無記名投票による表決)

第52条（投票の効力）	第53条（選挙規定の準用）
第54条（表決の訂正）	第55条（簡易表決）
第56条（削除）	
第8章 請願	
第57条（請願書の記載事項等）	第58条（請願の審査）
第59条（請願の処理の経過並びに結果報告の請求等）	第60条（陳情書の処理）
第9章 秘密会	
第61条（指定者以外の退場）	第62条（秘密の保持）
第10章 規律	
第63条（議長の秩序保持権）	
第11章 会議録	
第64条（会議録の記載事項）	第65条（会議録の署名者）
第12章 補則	
第66条（会議規律の疑義等に対する措置）	
附 則	

## 第1章 総則

(参考)

**第1条** 議員は、招集日の開議定刻前にあらかじめ指定する議場に参集し、議長にその旨を通告しなければならない。

(欠席の届出)

**第2条** 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

(議席)

**第3条** 議員の議席は、議員の任期満了による選挙後最初の会議において議長が定める。

2 横欠選挙または繰上補充によって議員となった者の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び指名標を付ける。

(昭40規則7・全部改正)

(会期)

**第4条** 会期は、招集日から起算する。

(昭40規則7・全部改正)

(会期の延長)

**第5条** 削除(昭40規則7)

(組合会の開閉)

**第6条** 組合会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

**第7条** 会議時間は、午前10時30分から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは討議を用いないで会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、口頭をもって知らせる。

(会議の開閉)

**第8条** 開議、散会、延会または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

**第9条** 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くにいたるおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し又は場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くにいたったときは、議長は休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

**第10条** 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「政令」という。）第11条但し書の規定による出席催告の方法は、議場付近に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行なう。

**第2章 動議**

**第11条** 削除

（一事不再議）

**第12条** 組合会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

**第13条** 動議は、この規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

**第14条** 削除

（先決動議の措置）

**第15条** 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

**第16条** 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、組合会の承認を要する。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

**第3章 議事日程**

（日程の作成及び配布）

**第17条** 議長は、開議の日時、会議に対する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

**第18条** 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

（延会の場合の議事日程）

**第19条** 議事日程に記載した事件の議事を開くにいたらなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

**第20条** 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

**第4章 選挙**

（選挙の宣告）

**第21条** 組合会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

2 選挙を行なう宣言の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（昭41規則9・追加）

（選挙の方法）

**第22条** 前条第1項に規定する選挙は、投票によって行なう。ただし、議員の半数以上の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

（昭41規則9・全部改正）

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

**第23条** 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もの有無を確かめなければならない。

2 議長は、議員に投票箱が空であることを示さなければならない。

（投票の終了）

**第24条** 議長は、投票が終ったと認められるときは、投票もの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

**第25条** 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに開票しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員のなかから会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

**第26条** 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

**第27条** 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

（選挙に関する疑義）

**第28条** 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

## 第5章 議事

（議題の宣告）

**第29条** 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

（一括議題）

**第30条** 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案の朗読、説明及び質疑）

**第31条** 議長は、必要があると認めるときは、議題になった議事を職員をして朗読させる。

2 会議に付する事件は、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは質疑することができる。

3 提出者の説明は、会議にはかって省略することができる。

## 第32条 削除

（討論及び表決）

**第33条** 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

2 議長は、必要があると認めるときは前項の討論を用いないで表決に付すことができる。ただし、出席議員

2人以上から異議があるときは、討論に付さねばならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

**第34条** 議決事項に字句、数字等整理を要する場合は議長においてこれをなすことができる。

（議事の継続）

**第35条** 延会又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

## 第6章 発言

（発言の許可等）

**第36条** 発言は、すべて議長の許可を得た後、自席からしなければならない。

（発言の方法）

**第37条** 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び自己の姓を告げ議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

（討論の方法）

**第38条** 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（発言内容の制限）

**第39条** 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

（議事進行に関する発言）

**第40条** 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止することができる。

（発言の継続）

**第41条** 延会又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

**第42条** 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各2人以上の発議があつた後又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいるときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

**第43条** 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

**第44条** 議員は、組合の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

（準用規定）

**第45条** 質問については、第36条（発言の許可等）、第37条（発言の方法）および第42条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

## 第7章 表決

（表決問題の宣言）

**第46条** 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を組合会に宣告する。

（不在議員）

**第47条** 表決を行う宣言の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

（条件の禁止）

**第48条** 表決には、条件を付すことができない。

（挙手による表決）

**第49条** 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者に挙手をさせ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

**第50条** 議長は、必要があると認めるとき又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名及び無記名投票による表決）

**第51条** 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「○」と、否とする者は「×」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

（投票の効力）

**第52条** 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

（選挙規定の準用）

**第53条** 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第23条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第24条（投票の終了）、第25条（開票及び投票の効力）、第26条（選挙結果の報告）及び第27条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

**第54条** 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

**第55条** 議長は、問題について、異議の有無を会議にはかることができる。

2 异議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣言する。ただし、議長の宣告に対し、異議があるときは、議長は、第49条（挙手による表決）による方法で表決をとらなければならない。

**第56条** 削除

## 第8章 請願

（請願書の記載事項等）

**第57条** 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（組合員の場合は所属所名及び職氏名、法人の場合はその名称及び代表者氏名）を記載し押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

（請願の審査）

**第58条** 議長は、請願を受理したときは、組合会において紹介議員の説明を求め、審査し、採択するか否かを決めなければならない。

2 採択すべきものと決定した請願で、理事長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならぬ

い。

（請願の処理の経過並びに結果報告の請求等）

**第59条** 議員は、組合会が採択した請願で、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについて、これを請求することができる。

（陳情書の処理）

**第60条** 議長は、陳情書又は、これに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

### 第9章 秘密会

（指定者以外の退場）

**第61条** 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

**第62条** 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は何人も密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

### 第10章 規律

（議長の秩序保持権）

**第63条** すべて規律に関する問題は、議長が定める。

### 第11章 会議録

（会議録の記載事項）

**第64条** 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項ならびにその年月日時
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名ならびに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任を受けた議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した職員の氏名
- (5) 説明のため議場に出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 議決した事項及び賛否の数
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録の署名者）

**第65条** 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

### 第12章 補則

（会議規則の疑義等に対する措置）

**第66条** この規則の疑義並びにこの規則に定めるもののほか組合会及び議員に関し必要な事項は、議長が決める。ただし、異議があるときは、組合会にはかって決める。

### 附 則

この規則は、昭和 37 年 12 月 21 日から施行する。

**附 則** (昭和 40 年 3 月 3 日規則第 7 号抄)

この規則は、昭和 40 年 3 月 3 日から施行し、昭和 39 年 12 月 8 日から適用する。

**附 則** (昭和 41 年 12 月 5 日規則第 9 号抄)

この規則は、昭和 41 年 12 月 5 日から施行する。

**附 則** (昭和 47 年 7 月 27 日規則第 12 号抄)

この規則は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。